

いずみ農地広場

～空き農地を登録・活用しませんか？～

所有地の自己耕作
が困難な人へ！



営農拡大・新規参入
したい人も！

和泉市イメージキャラクター
コダイくん・ロマンちゃん

いずみ農地広場とは？

農地所有者（貸し手）と農業者（借り手）をつなぐ事業です。
空き農地の有効活用を通じて、耕作放棄地の解消促進や
新規就農者・農家の営農拡大を応援します。

こんな人にオススメ！

- ・農地を借りてくれる人を募集したい
- ・新しく農地を借りて農業経営を拡大したい
- ・新たに農業を始めたい

いずみ農地広場HP



詳細情報はこちら

お問い合わせ先

和泉市 環境産業部 産業振興室 農林担当 農政グループ
TEL: 0725-99-8125 FAX: 0725-45-9352

手続きの流れ

貸し手:

- ① 農地登録申込書等を提出
- ② 利用希望者と条件調整

借り手:

- ① 登録農地情報を窓口で閲覧(※閲覧には条件があります)
- ② 利用したい農地を申込
- ③ 貸し手・借り手で条件合意後、農地中間管理事業等にて契約

本事業のイメージ



登録可能な農地 (貸し手向け)

- ・耕作可能な農地(現在耕作中など)
- ・耕作していないが復元可能な農地
- ※復元が不可能な農地(山林原野化など)
は登録出来ません

閲覧・利用条件 (借り手向け)

- ・適切に耕作や維持管理が可能な人
- ・農業を目的として農作業に従事する人
- ・農業従事した経験や研修経験がある人
- ※家庭菜園を目的とした利用は出来ません

よくあるご質問 (FAQ)

Q:どのような農地が登録できますか？

A:5年以上貸借可能な市内の農地で、耕作可能または復元可能な農地が対象です。

Q:家庭菜園のために農地を借りることはできますか？

A:本事業は農業経営を目的としているため、家庭菜園での利用はできません。

Q:登録した農地は市が保全管理してくれますか？

A:いいえ。借り手が決まるまでの期間については、必ず所有者が管理してください。